



社労士のつぶやき(90) フリーランスの労災保険特別加入

●増えるフリーランス

パソコンを使って一人で仕事ができるフリーランス。デザインの考案や外国語の翻訳、ウェブを利用した自宅発信の英会話教室の講師など、ある程度スキルが高くて専門性を持つ人にとって、いちいち報酬額の交渉をしなければならない煩わしさはあるものの、理想的な働き方とも言えます。そう言えば、私もスタッフを抱える前はフリーランスの立場でした。

厚労省の調査によると、フリーランスは2020年時点で462万人うち業者から発注されて働いているのは270万人にも達しています。しかし、安全衛生問題では大きな課題を抱えています。この10月仕事場に向かう途中の事故で負傷したフリーのカメラマンが、品川労基署から労災の認定を受けました。ただその方は、委託した広告会社にスケジュールやシフトを管理されており、事実上の雇用関係であるとして労働者が認められたケースでした。契約で成果物の出来具合や締切日が決められていても、日常的に上司から監視されていない「本来のフリーランス」は、一方で労災保険や労働安全衛生法の保護がありません。仕事に必要な買い物に出かけて事故に遭ってケガをしても、何の補償も無いのです。フリーランスは今後パソコンの普及と進化や運送業の人手不足のため促進されるライドシェアで激増が予想されていますが、安全対策はどうなっているのでしょうか？

●フリーランス保護法

23年4月、国会で「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス保護法）」が成立しました（24年秋施行予定）。内容は、書面等による契約の明文化や報酬支払期日は60日以内にする事等です。法の目玉は、妊産婦や育児介護期間中に就労制限を施したり、セクハラ相談窓口を設けるなどフリーを使う会社に対して社員と同様の処遇を義務付けていることです。が、やはり安全配慮義務はハードルが高い。様々な就労現場の実態や重層的請負構造（フリーからフリーへの丸投げ）等があり、一概に法で括れないため結局何も定められなかったのです。ただ労災保険については、先行して21年9月から配達員の特別加入（任意の自己負担制度）が可能になっています。政府はこれを24年秋までに全業種に広げる方針ですが、保険料を上乘せして請求しているウー◯◯の配達員がどのくらいいるのか考えると、これも疑問符です。本来、労災保険料は会社が全額負担。自己負担でしかもあの煩わしい特別加入の手続きを考えると、フリーランスの間にどこまでこれが広がるのでしょうか…

社労士事務所アジュール 高龍弘

燃料カードの価格表【2023年12月分】

AMSカード ※共通利用可能

油種	ENEOS・Shell・COSMO
レギュラー	157.0円
ハイオク	167.0円
軽油	138.0円

【価格は税抜】

ENEOSビジネスカード

油種	ENEOS
レギュラー	156.0円
ハイオク	166.0円
軽油	130.0円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	COSMO	ENEOS	宇佐美
レギュラー	148.8～150.8円	150.6～152.6円	149.2～151.2円
ハイオク	158.8～160.8円	160.6～162.6円	159.2～161.2円
軽油	124.8～126.8円	129.1～131.1円	127.3～129.3円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	ENEOS ウイング'	FLEX & TRUST カード' (Shell)	TRUST & FLEX カード' (出光)	エネクスフリート
レギュラー	148.1～150.1円	150.7～152.7円	151.3～153.3円	146.5～148.5円
ハイオク	158.1～160.1円	160.7～162.7円	161.3～163.3円	156.5～158.5円
軽油	123.0～125.0円	129.2～131.2円	124.5～126.5円	124.5～126.5円

【価格は税抜】